

三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略 (助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、乳幼児等及びこどもの疾病又は負傷について、規則で定める 手続に従い、次に掲げる額を助成する。 (1)～(2) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 (助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、乳幼児等及びこどもの疾病又は負傷について、規則で定める 手続に従い、次に掲げる額を助成する。 (1)～(2) 省略 <u>(3) こどものうち12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している者 の入院以外の療養である場合は、医療保険各法の給付が行われた場合にお ける被保険者等負担額の3分の1に相当する額</u></p> <p>以下省略</p>